

川崎市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）第3条第3項の規定により告示します。

令和8年1月30日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市地方卸売市場南部市場 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
指定管理者	(所在地) 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1 (名称) 川崎市場管理株式会社 (代表者名) 代表取締役 川口 博幸
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで